

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茅徳会（以下「法人」という。）の定款第8条並びに第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受けるものであって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは職務遂行に伴い発生する交通費等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤役員に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤役員に準じて報酬等を支給する。
- 4 報酬等は、必要の都度、通貨をもって支給する。ただし、源泉所得税を控除した額を支払う。

(費用の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、領収書等の支払いの証明ができるものをもって実費を支払うものとする。

(報酬等の額の決定)

第5条 この法人の全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 3 個々の役員に対する報酬は、別記1「役員の報酬」に定める額とする。
- 4 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

別記1 役員の報酬

- | | | |
|---|-------|-----------|
| 1 | 理事会出席 | 一律1万円/人・回 |
| 2 | 監査 | 一律1万円/人・回 |
| 3 | その他 | 一律1万円/人・回 |

別記2 評議員の報酬

- | | | |
|---|--------|-----------|
| 1 | 評議員会出席 | 一律1万円/人・回 |
| 2 | その他 | 一律1万円/人・回 |

附 則

この規程は、平成16年12月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 6月20日から施行する。